

第 32 回全国茶生産青年の集い開催要領

1 趣 旨

我が国茶業の将来にとって茶生産青年の果たす役割は極めて重要であり、茶業振興を図る上で茶業青年に対する期待は大きく、かつ、その責任は重い。

このため、全国の茶業青年が一堂に会し、茶鑑定審査技術や経営課題解決能力の向上を図り、併せて茶業青年同士が交流を深め相互研鑽と仲間づくりにより、視野を広め茶業の健全な発展に寄与する。

2 名 称

「第 32 回全国茶生産青年の集い」

3 主 催

全国茶生産青年団

4 後 援

農林水産省・(公社) 日本茶業中央会・全国茶生産団体連合会・第 69 回全国お茶まつり静岡大会

5 期 日

平成 27 年 11 月 13 日 (金) ～11 月 14 日 (土)

6 開催地

静岡県

7 事 業

- (1) 第 32 回全国茶生産青年茶審査技術競技会
- (2) 茶業青年の夕べ

8 農林水産祭への参加

事業のうち、第32回全国茶生産青年茶審査技術競技会は、第55回農林水産祭参加行事の申請をする。

9 期日及び場所

| 月 日 | 行 事 内 容 | | 時 間 | 会 場 |
|-----------|----------|------------------|------------------|---|
| 11月13日(金) | 茶審査技術競技会 | 参加者受付 | 12:30 ~ | 株式会社静岡茶市場 静岡市葵区北番町94 TEL:054-271-4316 |
| | | 開会式 | 13:00 ~ | |
| 競技 | | 13:30 ~ 15:45 | | |
| 11月14日(土) | 褒賞授与式 | 受付 | 17:30~ | ホテルアソシア静岡 静岡市葵区黒金町56 TEL:054-254-4141 |
| | | 交流会 | 18:00 ~ 20:00 | |
| 11月14日(土) | 褒賞授与式 | 褒賞授与 | | 静岡市民文化会館 静岡市葵区駿府町2番90号 TEL:054-251-3751 |

10 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

第 32 回全国茶生産青年の集い運営規程

1 趣 旨

第 32 回全国茶生産青年の集い運営については、この規程によるものとする。

2 役 員

- (1) 本行事の円滑な運営をはかるため、第 32 回全国茶生産青年の集い実行委員会を設け、会長 1 名、副会長 2 名、委員若干名を置く。
- (2) 会長は、全国茶生産青年団団長があたり、本行事を総括する。
- (3) 副会長は、全国茶生産青年団副団長があたり、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (4) 委員は、全国茶生産青年役員が就任し、本行事の運営を行う。

3 事務局

- (1) 本行事を円滑に遂行するため事務局を設置し、事務を処理する。
- (2) 事務局は、静岡県経済農業協同組合連合会茶業部茶業課に置く。

4 経 費

本行事にかかる経費は、負担金・協賛金・助成金をもってあてる。

5 参加対象

本行事の参加者は、茶業に従事している茶生産青年とする。

6 参加期待人数

参加期待人数は、別表のとおりとする。

7 参加申し込み

本行事への参加者は、別記様式により各府県茶生産青年会等により、一括とりまとめのうえ、電子データ（エクセルファイル）にて平成 27 年 9 月 11 日（金）までに事務局へ申し込むものとする。

<メールアドレス> E-mail : CHAGYO@kei.ja-shizuoka.or.jp
(第 32 回 全国茶生産青年の集い事務局)

8 参加負担金

参加負担金は、各府県茶生産青年会等が一括とりまとめて、7の参加申し込みと同時に、次の金融機関口座に払い込むものとする。

金融口座

金融機関名：静岡県信用農業協同組合連合会（静岡県信連）

口座番号：普通 19549

口座名：全国茶生産青年団 団長 今村 剛宏

(ゼンコクチャセイネンダン ダンチョウ イムラ タケヒロ)

9 その他

この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表

府県別参加期待人員

| 府 県 名 | 茶審査技術競技会 | 青年の夕べ |
|---------|---------------|-------|
| 茨 城 県 | 5 (1) | 5 |
| 埼 玉 県 | 1 0 (2) | 2 5 |
| 愛 知 県 | 1 0 (2) | 2 0 |
| 三 重 県 | 5 (1) | 2 0 |
| 滋 賀 県 | 1 0 (2) | 1 4 |
| 京 都 府 | 5 (1) | 7 |
| 奈 良 県 | 5 (1) | 7 |
| 福 岡 県 | 5 (1) | 1 0 |
| 佐 賀 県 | 5 (1) | 1 0 |
| 長 崎 県 | 5 (1) | 7 |
| 熊 本 県 | 5 (1) | 7 |
| 大 分 県 | 5 (1) | 7 |
| 宮 崎 県 | 5 (1) | 1 5 |
| 鹿 児 島 県 | 1 0 (2) | 1 5 |
| 静 岡 県 | 1 5 (3) | 7 8 |
| 合 計 | 1 0 5 (2 1) | 2 4 7 |

注：()内はチーム数を示す。

第 32 回全国茶生産青年茶審査技術競技会開催要領

1 趣 旨

この競技会は、茶の品質を鑑定する技術を養成し、茶の品質向上に資することを目的とする。

2 開催日時及び場所

- (1) 日 時 平成 27 年 11 月 13 日 (金) 13 時 00 分 ~ 15 時 45 分
- (2) 場 所 静岡市葵区北番町 94
株式会社 静岡茶市場
T E L 054-271-4316

3 出場資格及び定数

- (1) この競技の出場資格は各府県茶生産青年団等から推薦された所属団員とする。
- (2) この競技は、個人及び団体別の競技とし、団体競技については選手 5 名を 1 チームとする。

4 審 判

競技会に審判長及び審判員をおき、全国茶生産青年団団長が委嘱する。

5 競技区分

競技会は、次の審査方法によるものとする。

- (1) 第 1 審査 外観による生産府県別判定競技 (15 府県のうち 10 府県)
- (2) 第 2 審査 煎出液による生産府県別判定競技 (15 府県のうち 10 府県)
- (3) 第 3 審査 煎出液による品種別判定競技 (7 種のうち 5 種)

6 試料茶

- (1) 第 1 審査及び第 2 審査に供する試料茶は、平成 27 年産の一番茶で 1 kg5, 000 円程度の普通煎茶(やぶきた種の荒茶)とし、次の 15 府県から無償提供されたものを使用する。
提供府県:茨城県・埼玉県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・奈良県・福岡県・大分県・佐賀県・長崎県・熊本県・宮崎県・鹿児島県
- (2) 試料茶の量目は 6. 0kg とし、100g 詰め 60 本に仕分けし、府県名を表示するとともに練習用試料茶送付先住所等を記入した連絡文書を同封し、下記宛に平成 27 年 6 月

25日（木）までに送付するものとする。

〈送付先〉〒422-8680 静岡県静岡市駿河区曲金 3-8-1

J A 静岡経済連茶業課内 第 32 回全国茶生産青年の集い事務局

TEL : 054-284-9719 FAX : 054-282-1251

(3) 第 3 審査は、静岡県県内で製造した試料茶を用いる。

品種名：山の息吹・さやまかおり・つゆひかり・おおいわせ・やぶきた・香駿・
おくひかり

(4) 団長は、15 府県が提供した産地別の試料茶（第 1・2 審査練習用）を 1 チーム参加府県には 2 本、2 チーム参加府県には 3 本ずつ、静岡県で製造した上記品種別の試料茶（第 3 審査練習用）各 1 本ずつを 1 セットとし、8 月 20 日（木）までに送付する。

7 競技方法

(1) 解答方法

解答は所定の解答用紙に専用のシールを用いて行うこととする。

(2) 予備審査

競技者は、第 1 審査に先立ち、15 種の試料茶をそれぞれ 30 秒間拝見し、予備審査を行う。

(3) 第 1 審査（外観による生産府県別判定競技）

ア 10 種の試料茶を 5 種ずつ 2 ブロックに分け、競技を行う（各ブロックの 5 種は生産府県名を審査直前に掲示して発表する）。

イ 1 点の審査時間は拝見 30 秒、解答 30 秒とし、その生産地を判定する。

(4) 第 2 審査（煎出液による生産府県別判定競技）茶歌舞伎方式

ア 第 1 審査のブロックごとに、1 ブロックにつき 2 回ずつ計 4 回の審査を行い、その生産地を判定する。

イ 1 回の審査につき、5 煎 5 種を服用するが、各ブロックの 2 回目の 5 煎目については省略するものとする。

ウ 煎出方法は、茶量 10g、浸出時間 90 秒間、湯量 300ml とする。

エ 1 点の審査時間は、服用 30 秒、解答 30 秒とする。

(5) 第 3 審査（煎出液による品種別判定競技）

ア 審査直前に、使用する 5 種の品種名を掲示する。

イ 5 種の試料茶を、それぞれ 2 回服用し、品種を判定する。

ウ 1 回の審査につき、5 煎 5 種を服用するが、各ブロックの 2 回目の 5 煎目については省略するものとする。

エ 煎出方法は、第 2 審査と同様とする。

オ 1 点の審査時間は、第 2 審査と同様とする。

8 競技規則

- (1) 第1審査から第3審査において、無解答があった場合の得点は、零点とする。
なお、シールの貼り間違いがあった場合も同様とする。
- (2) 2解答以上まとめて解答した場合は、失格とする。
- (3) メモ類、写真および電子画像、図面などの資料一切は、競技会場への持ち込みを禁止する。
- (4) 選手は、他の選手の援助又は妨害となる行為及び審判員に質問する以外の発言をしてはならない。
- (5) 補助者等は、選手の援助又は妨害となる行為をしてはならない。
- (6) 審判長は、選手が不正な行為、その他本要領に違反する行為をしたときは、選手の得点の減点又は失格の処置をすることができる。

9 得点及び配点並びに順位の決定

- (1) 得点は40点満点とし、配点は第1審査を10点、第2審査を20点、第3審査を10点とする。
- (2) 個人順位の決定は、次のとおりとする。
ただし、同点者の順位決定は次のBからHの順位で決定する。
 - A 総得点の高いもの
 - B 全審査項目の各得点中、満点の多いもの
 - C 全審査項目の各得点中、零点の少ないもの
 - D 第2審査の合計得点の高いもの
 - E 第3審査の合計得点の高いもの
 - F 全審査項目の各得点中、1点の少ないもの
 - G 第2審査の得点中、5点の多いもの
 - H AからGの方法により順位の設定ができない場合は、生年月日の遅い選手を高位とし、それぞれ順位を決定する。
- (3) 団体順位の決定は、各チーム選手5名の得点を合計し、前項A～Gの規定により決定する。ただし、この方法で決まらない場合は、各団体の選手中、個人順位の最高位者の順位で決定する。

10 表彰

- (1) 競技の結果に基づき、個人は10位以内、団体は3位以内を表彰する。
- (2) 表彰については、別に表彰要領を定める。

11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第 32 回全国茶生産青年茶審査技術競技会表彰要領

1 趣 旨

第 32 回全国茶生産青年茶審査技術競技会の表彰については、第 32 回全国茶生産青年茶審査技術競技会開催要領によるほか、この要領によるものとする。

2 表 彰

- (1) 競技の結果に基づき、個人は 10 位以内、団体は 3 位以内を表彰する。
- (2) 成績優秀な出場者に対して、農林水産大臣賞、農林水産省生産局長賞、(公社)日本茶業中央会会長賞及び全国茶生産団体連合会会長賞の交付を申請する。
- (3) 成績優秀な個人に対し、段位を認定授与する。
- (4) 成績優秀な団体に対し、全国茶生産青年団団長より優勝旗を授与する。

3 優勝旗の保管

優勝旗を授与された団体は、次回に開催される競技会までの間、善良な管理者の責任において保管する。

4 優勝旗の帰属

優勝旗は、全国茶生産青年団に帰属する。

5 記念品の贈呈

全国茶生産青年団団長は、前回の優勝団体に記念品を贈る。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

全国茶生産青年茶審査技術競技会段位認定規約

1 趣 旨

日本茶業の振興・発展に資するため、全国茶生産青年団が主催する全国茶生産青年茶審査技術競技会において、茶の生産及び加工に携わる茶業者として茶の審査技術及び判定能力が特に優秀と認められた者に対し、次に定める段位認定基準により段位を認定授与するものとする。

2 段位認定基準

全国茶生産青年団が主催する全国茶生産青年茶審査技術競技会において、総合計得点により次の認定基準に達した者に対して、全国茶生産青年団長の認定のもと、全国茶生産団体連合会会長及び(公社)日本茶業中央会会長に申請し、段位の認定書を授与する。

| | |
|-----|-------------------|
| 初段位 | 50%以上の正解者 |
| 二段位 | 初段位資格者が70%以上の正解の時 |
| 三段位 | 二段位資格者が70%以上の正解の時 |
| 四段位 | 三段位資格者が70%以上の正解の時 |
| 五段位 | 四段位資格者が70%以上の正解の時 |
| 六段位 | 五段位資格者が70%以上の正解の時 |
| 七段位 | 六段位資格者が70%以上の正解の時 |
| 八段位 | 七段位資格者が70%以上の正解の時 |
| 九段位 | 八段位資格者が70%以上の正解の時 |
| 十段位 | 九段位資格者が80%以上の正解の時 |